

指定給水装置工事事業者証紛失届

鳥取市水道事業管理者 様

水道法第25条の7の規定に基づき給水装置工事事業者の〔変更・廃止・休止〕を届けるにあたり、鳥取市水道局指定給水装置工事事業者規程第6条第2項の規定により返納すべき「鳥取市水道局指定給水装置工事事業者証」を紛失したことを届けます。

今後、上記事業者証が発見したときは、直ちに返納いたします。

年 月 日

指 定 番 号 号

給水装置工事事業者名
住所又は所在地

氏名又は名称